

意見書（案）第34号

要介護1・2の訪問介護と通所介護を介護保険制度から切り離すこと  
の見直しを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	嶋 崎 英 治
賛成者	〃	大 城 美 幸

## 要介護1・2の訪問介護と通所介護を介護保険制度から切り離すこと の見直しを求める意見書

2024年4月に始まる第九期介護保険事業計画の論議が、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会で行われている。9月に出された論点整理には、介護保険制度から要介護1・2の訪問介護と通所介護を制度から切り離し、総合事業（自治体負担）に移行させるなどが検討された。「いつでもどこでも誰でも安心して公的介護サービスを受けることができる」とした本制度の存在意義に関わる重大な問題である。

さらに、ケアプランの有料化や現在一定の所得層の自己負担2割（2015年度導入）、自己負担3割（2018年度導入）の所得水準を引き下げて、自己負担増の加入者を増やすなど、国民の生存権を脅かすことが検討されている。これらの自己負担増は、2022年10月から始まった75歳以上の後期高齢者医療制度の2割負担所得層をターゲットにしている。事実、同部会で厚生労働省は後期高齢者医療の2割負担は30%、介護保険は8.6%と説明している。国は、所得の多い加入者の保険料負担を増やそうとするが、その負担増は後に全体化することは必至である。本来は、国の支出を増やして安心できる公的介護制度を守るのが筋である。加えて、低所得の施設入居者の食費や居住費の軽減（補足給付）の見直しなども検討され、10月31日の同部会では反対や懸念、批判の声が上がっている。

同部会に委員を出している全国老人福祉施設協議会等8団体は「論点整理」について、10月21日付で厚生労働省に要介護1・2での適切なケアは総合事業では困難であり反対する旨の要望書「軽度者への生活援助サービス等に関する在り方について」を提出した。同月28日には、日本介護支援専門員協会や生協・農協の介護関連団体等10団体が、ケアプラン有料化反対の要望書「居宅介護支援費、介護予防支援費における現行給付の維持継続について」を厚生労働省に提出した。

このように要介護1・2の訪問介護と通所介護を介護保険制度の給付から外し、市区町村の事業への移行を検討していることについて、介護関係者や識者から反対の意見・要望が上がっている。自治体側の受皿も整っていないのが現実である。

民間の有識者会議によると、現在の介護保険制度においてでも団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年には首都圏で約13万人、全国では約43万人が「介護難民」となるという予測をしている。したがって、要介護1・2の訪問介護と通所介護を介護保険制度の給付から外すと、要介護認定を受けているにもかかわらず介護サービスを利用することができない65歳以上の「介護難民」が増加することは必至である。

よって、本市議会は、政府に対し、要介護1・2の訪問介護と通所介護を介護保険制度から切り離して市区町村の事業へ移行することを中止するなど、第九期

介護保険計画策定に当たり慎重な見直しを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち